

労働衛生専門委員会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、筑波研究学園都市交流協議会（以下、「筑協という」）における労働衛生専門委員会(以下、「委員会」という)の運営に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本委員会は、筑波研究学園都市における研究所等に勤務する職員の労働衛生（特に精神保健）の改善に関する調査、検討を行って所要の対策に資することを目的とする。
（当面の活動事項）

- (1) 労働衛生（特に精神保健）に関する各種調査及び検討
- (2) 生活環境に関する各種調査及び検討
- (3) その他必要事項

(組織)

第3条 委員会は、会長が指名する委員長及び委員により構成する。

2. 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 委員長は会務を総理し、会議の議長を務める。
4. 委員長は、特定事項の調査検討等を行うため、必要に応じワーキンググループ又はタスクフォースを設置することができる。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、委員会等の活動において必要がある場合に、関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 委員会等の庶務は、筑協の事務局が処理することとする。

第6条 この要項に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和2年3月5日から施行する。